

一関市国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和6年8月1日(木) 午後1時～3時

場所 議員全員協議会室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 諮 問

4 会長あいさつ

5 会議録署名委員の指名

6 議 事

報告第1号 令和5年度一関市国民健康保険特別会計決算について 【資料1、資料2】

報告第2号 令和5年度一関市病院事業会計決算について 【資料3】

諮問第1号 令和6年度一関市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

【資料4】

諮問第2号 一関市国民健康保険条例の一部改正について 【資料5】

7 答 申

8 その他

9 閉 会

報告第1号 令和5年度 一関市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算 【資料1】

1 国保被保険者等の状況（年間平均）

加入状況	令和5年度		令和4年度		比較
	人数	構成比	人数	増減率	
国保世帯数	15,597世帯	15.2%	16,058世帯	△ 461世帯	
被保険者数	23,244人	15.2%	24,371人	△ 1,127人	
一般被保険者数	23,244人	15.2%	24,371人	△ 1,127人	
退職被保険者数	0人	0.0%	0人	△ 0人	
国保加入率	21.8%	0.0%	22.4%	△ 0.6%	

【医療費の状況】			
被保険者1人当たり	令和5年度	令和4年度	比較
一般被保険者1人当たり	443,325円	414,924円	28,401円
退職被保険者1人当たり	0円	0円	0円

2 令和5年度歳入歳出決算 [歳入決算額12,176,241,792円＝歳入歳出差引残額260,554,388円]

No.	区分	令和5年度		令和4年度		比較	増減率	備考
		収入	構成比	収入	増減額			
1	国民健康保険税	1,853,067,484	15.2%	1,944,477,766	△ 91,410,282	△ 4.7%	【収入】 現年課税分94.96% (△0.23% 少) 滞納繰越分21.94% (+4.72% 少) 合計83.60% (+1.21% 少) 【収入未済額】 326,845,057円 (△23,410,230円)	令和5年度収入総額の内訳等 () は前年度比較増減
2	一般被保険者分	1,852,364,319	15.2%	1,942,880,359	△ 90,516,040	△ 4.7%	現年課税分勘定額1,871,751,200円×取納率94.96%＝1,777,387,877円 (△38,928,088円) 滞納繰越分勘定額340,859,961円×取納率22.00%＝74,976,442円 (8,412,048円)	
3	退職被保険者分	703,165	0.0%	1,597,407	△ 894,242	△ 56.0%	現年課税分勘定額0円 (皆減、△2,791円) 滞納繰越分勘定額4,104,243円×取納率17.13%＝703,165円 (△891,451円)	
4	使用料及び手数料	991,822	0.0%	987,914	3,908	0.4%	管内手数料	
5	国庫支出金	261,000	0.0%	0	261,000	—	出産育児一時金臨時補助金155,000円 (皆増) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金106,000円 (皆増)	
6	県支出金	9,164,477,250	75.3%	8,791,415,691	373,061,559	4.2%	保険給付費等交付金8,814,293,250円 (247,966,559円) 特別交付金350,184,000円 (125,095,000円)	
7	財産収入	173,092	0.0%	80,523	92,569	115.0%	財政調整基金利息・株式配当金	
8	繰入金	1,017,040,037	8.4%	952,800,833	64,239,204	6.7%		
9	一般会計繰入金	894,625,037	7.3%	928,783,833	△ 34,158,796	△ 3.7%	保険基調安定分618,686,635円 (△24,545,712円) 未就学児均等割保険料負担金2,601,732円 (△279,747円) 産前産後医療料負担金62,099円 (皆増) 財政安定化支援事業分196,988,424円 (△4,495,066円) 医療費助成2,631,660円 (892,802円) 出産育児一時金7,152,098円 (△517,975円) 事務費分66,502,389円 (△5,275,197円)	
10	財政調整基金繰入金	122,415,000	1.0%	24,017,000	98,398,000	409.7%		
11	繰越金	111,337,271	0.9%	91,824,917	19,512,354	21.2%	前年度繰越金	
12	諸収入	28,893,836	0.2%	39,991,670	△ 11,097,834	△ 27.8%	延滞金16,433,337円 (△8,917,692円) その他12,460,499円 (△2,180,142円)	
	歳入合計	12,176,241,792	100.0%	11,821,579,314	354,662,478	3.0%		

【歳出】

No.	区分	令和5年度		令和4年度		比較	増減率	備考
		支出	構成比	支出	増減額			
1	総務費	106,714,667	0.9%	103,046,113	3,668,554	3.6%	総務管理費58,743,045円 (2,099,676円) 徴税費47,649,442円 (1,524,614円) 運営協議会費322,180円 (44,264円)	令和5年度支出総額の内訳等 () は前年度比較増減
2	保険給付費	8,804,652,124	73.9%	8,588,840,803	215,811,321	2.5%		
3	一般被保険者分	8,767,001,850	73.6%	8,549,255,827	217,746,023	2.5%	療養給付費・療養費7,581,330,039円 (152,710,512円) 高額・高額介護合算療養費1,185,671,811円 (65,035,511円)	
4	退職被保険者分	0	0.0%	0	0	—		
5	出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金	16,788,148	0.1%	18,245,514	△ 1,457,366	△ 8.0%	出産育児一時金11,148,148円 (△356,962円) 葬祭費5,640,000円 (△870,000円) 傷病手当金0円 (皆減、△230,404円)	
6	審査支払手数料	20,862,126	0.2%	21,339,463	△ 477,336	△ 2.2%	診療報酬審査支払手数料20,857,296円 (△476,496円) 出産育児一時金審査支払手数料4,830円 (△840円)	
7	国保事業費納付金	2,706,339,149	22.7%	2,724,709,283	△ 18,370,134	△ 0.7%	医療給付費分1,749,441,874円 (△94,106,713円) 後期高齢者支援金分724,309,172円 (65,005,759円) 介護納付金分232,588,103円 (10,730,820円)	
8	共同事業拠出金	429	0.0%	352	77	21.9%	その他事務費拠出	
9	保健事業費	88,247,031	0.7%	83,774,968	4,472,063	5.3%	保健衛生普及費3,039,646円 (359,745円) 特定健康診査等事業費85,207,385円 (4,112,318円)	
10	基金積立金	98,016,000	0.8%	113,488,000	△ 15,472,000	△ 13.6%	【5年度末基金現在高】 894,786,785円	
11	諸支出金	111,718,004	0.9%	96,382,524	15,335,480	15.9%	保険料選付金10,897,100円 (△3,438,797円) 償還金34,323,904円 (△950,723円) 直営診療施設勘定繰入金63,182,000円 (25,809,000円) 病院事業繰入金3,315,000円 (△6,084,000円)	
	歳出合計	11,915,687,404	100.0%	11,710,242,943	205,444,361	1.8%		
	歳入歳出差引残額	260,554,388		111,337,271	149,217,117	134.0%		

報告第1号

令和5年度 一関市国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）決算

【資料2】

1 診療状況

診療日数(日)	延べ患者数(人)		1日あたり平均患者数(人)	
	令和5年度	比較	令和5年度	比較
診療日数	233.0	△ 3.0	419	35.4
令和5年度	230.0	△ 3.0	419	35.4
令和4年度	233.5	2.5	7,703	17.8
増減額	3.5	△ 3.5	△ 314	△ 1.6
構成比	236.0	△ 1.0	3,269	14.4
令和5年度	236.0	△ 1.0	3,269	14.4
令和4年度	226.5	△ 9.0	7,365	30.4
増減額	10.5	△ 9.0	337	2.7
構成比	233.0	△ 1.0	4,762	21.7
令和5年度	233.0	△ 1.0	4,762	21.7
令和4年度	242.0	△ 12.0	15,068	63.5
増減額	9.0	△ 12.0	786	5.0
構成比	234.0	△ 1.0	11,542	49.7
令和5年度	234.0	△ 1.0	11,542	49.7
令和4年度	463.0	16.5	12,188	53.9
増減額	229.0	16.5	△ 616	△ 4.2
構成比	695.5			
令和5年度	695.5			
令和4年度				
増減額				
構成比				

2 令和5年度歳入歳出決算 [歳入決算額508,421,092円ー歳入歳出差引残額77,892円]
 一般会計繰入金は134,100,000円で、このうち地方交付税算入相当分を除く赤字補填分は101,037,000円となっています。

【歳入】

No.	区分	令和5年度		比較		令和5年度収入済額の内訳等	
		収入済額	構成比	増減額	増減率	増根診療所	その他
1	診療収入	233,670,957	46.0%	10,661,905	4.8%	99,361,489	
2	医科	134,480,261	26.5%	11,534,848	9.4%	61,256,796	
3	歯科	99,190,696	19.5%	△ 872,943	△ 0.9%	38,104,693	
4	介護保険サ一ビス費収入	86,867	0.0%	113,080	△ 23.2%	5,140	
5	医科	86,867	0.0%	△ 26,213	△ 23.2%	5,140	
6	歯科						
7	使用料及び手数料	22,700,800	4.5%	27,126,223	△ 16.3%	13,805,038	
8	医科	19,838,520	3.9%	△ 4,738,733	△ 19.3%	13,124,218	
9	歯科	2,862,280	0.6%	313,310	12.3%	680,820	
10	国庫支出金	2,589,000	0.5%	△ 18,685,000	△ 87.8%	2,589,000	新型コロナ対応関係補助金の減、医療機器購入に係る国庫補助金
11	繰入金	197,282,000	38.8%	△ 2,491,000	△ 1.2%	56,730,000	101,037,000
12	一般会計繰入金	134,100,000	26.4%	△ 28,300,000	△ 17.4%	16,000,000	公債費分(33,063,000円)、赤字補填分(101,037,000円)
13	国保事業勘定繰入金	63,182,000	12.4%	37,373,000	59.1%	40,730,000	国民健康保険特別調整交付金相当額(へき地直営診療所運営費分)
14	繰越金	120,842	0.0%	102,229	18.2%		前年度繰越金
15	諸収入	9,270,626	1.8%	7,579,763	22.3%	6,614,813	
16	市債	42,700,000	8.4%	△ 10,600,000	△ 19.9%	30,920,000	施設改修・医療機器購入に係る借入金
	歳入合計	508,421,092	100.0%	△ 23,856,255	△ 4.5%	143,659,376	207,436,480

【歳出】

No.	区分	令和5年度		比較		令和5年度支出済額の内訳等	
		支出済額	構成比	増減額	増減率	増根診療所	その他
1	総務費	358,066,236	70.4%	△ 1,693,480	△ 0.5%	173,075,167	974,133
2	人件費	273,432,966	53.8%	6,077,220	2.3%	117,840,559	
3	管理費等	84,633,270	16.6%	△ 7,770,710	△ 8.4%	55,234,608	
4	医業費	103,176,961	20.3%	△ 22,192,976	△ 17.7%	44,901,643	医療事務業務委託、診療所設備改修工事、光熱水費等
5	医科	62,202,804	12.2%	△ 21,304,637	△ 25.5%	30,810,686	医薬材料費、医療用機器保守点検委託、備品購入等
6	歯科	40,974,157	8.1%	△ 888,339	△ 2.1%	14,090,957	医薬材料費、歯科技工業務委託、備品購入等
7	公債費	47,100,003	9.3%	73,151	0.2%	27,600,644	市債償還金(元金43,048,532円 利子4,051,471円)
	歳出合計	508,343,200	100.0%	△ 23,813,305	△ 4.5%	196,908,061	245,577,454
	歳入歳出差引残額	77,892		△ 42,950	△ 35.5%	△ 8,595,316	100,062,867

報告第2号

令和5年度 一関市病院事業会計決算

【資料3】

1) 総括的事項

本年度の一関市病院事業会計決算は、総収益1,952,907千円に対して総費用2,000,870千円で差引き47,963千円の純損失となった。このうち特別損益を除いた経常損失は68,896千円である。前年度と比較して純利益は110,985千円の減、経常利益は101,930千円の減であり、経常損失が生じたのは平成17年の地方公営企業法適用以降、令和2年度に続き2年度目である。年々経営環境が厳しさを増すなか、将来に渡って良質な医療と介護を安定的、かつ効率的に提供していくため、令和6年3月に一関市病院事業経営強化プランを策定しており、事業再編を含めた経営改善に取り組んでいくものである。

藤沢病院の収支状況は、医療収益が1.1%増であり、このうち入院収益が3.3%増、外来収益が2.6%増、その他医療収益が19.8%減である。医療費用は5.7%増であり、このうち給与費が3.3%増、材料費が19.3%増、経費が8.8%増、減価償却費が1.0%減である。

介護サービス事業の収支状況は、事業収益が5.6%減であり、セグメント別に事業収益をみると、老健ふじさわが30.8%減、特別養護老人ホーム光栄荘が6.1%減、グループホームおままぼとが2.0%減、ふじさわデイサービスセンターが15.0%減、ふじさわ訪問看護ステーションが16.3%減、ふじさわ在宅介護支援事業所が14.9%減、ふじさわ地域包括支援センターが0.3%増である。事業費用は2.6%減であり、このうち給与費が1.1%減、材料費が11.4%増、経費が18.5%減、減価償却費が6.6%減である。

2) 診療体制

常勤医6名で、内科5名（1名増）、放射線診断科1名により診療を行った。

3) 各事業の利用状況等

項目	令和5年度	令和4年度	増	減	前年度比	備考
藤沢病院						
入院	延べ患者数	11,304人	11,097人	207人	1.9%	
	1日平均患者数	30.9人	30.4人	0.5人	1.6%	診療日数：366日
外来	病床利用率	70.2%	69.1%	1.1%	1.6%	
	延べ患者数	25,067人	25,397人	△ 330人	△ 1.3%	診療日数：267日
	1日平均患者数	93.9人	95.1人	△ 1.2人	△ 1.3%	
老健ふじさわ	延べ利用者数	17,647人	18,556人	△ 909人	△ 4.9%	
	1日平均利用者数	48.2人	50.8人	△ 2.6人	△ 5.1%	稼働日数：366日
	ベッド利用率	80.4%	84.7%	△ 4.3%	△ 5.1%	
通所	延べ利用者数	5,054人	3,978人	1,076人	27.1%	稼働日数：308日
	1日平均利用者数	16.4人	12.9人	3.5人	27.1%	
光栄荘	延べ利用者数	29,308人	30,708人	△ 1,400人	△ 4.6%	
	1日平均利用者数	80.1人	84.1人	△ 4.0人	△ 4.8%	稼働日数：366日
栄荘	ベッド利用率	92.0%	96.7%	△ 4.7%	△ 4.9%	
	延べ利用者数	1,605人	2,173人	△ 568人	△ 26.1%	
	1日平均利用者数	4.4人	6.0人	△ 1.6人	△ 26.7%	稼働日数：366日
	ベッド利用率	29.2%	39.7%	△ 10.5%	△ 26.5%	
グループホームやまぼと	延べ利用者数	3,153人	3,281人	△ 128人	△ 3.9%	稼働日数：366日
	1日平均利用者数	8.6人	9.0人	△ 0.4人	△ 4.4%	
デイサービスセンター	延べ利用者数	5,892人	7,034人	△ 1,142人	△ 16.2%	稼働日数：366日
	1日平均利用者数	16.4人	19.6人	△ 3.2人	△ 16.3%	
訪問看護ステーション	延べ利用者数	6,786人	7,561人	△ 775人	△ 10.3%	稼働日数：292日
	1日平均利用者数	23.2人	25.8人	△ 2.6人	△ 10.1%	
在宅介護支援事業所	延べ計画作成件数	2,522件	2,777件	△ 255件	△ 9.2%	
地域包括支援センター	延べ総合相談件数	1,028件	600件	428件	71.3%	
	延べ計画作成件数	1,531件	1,522件	9件	0.6%	

4) 決算概要

ア. 藤沢病院の概要

(1) 収益的収支

【収益】

科目	決算額	構成比	前年度比
入院収益	412,840,818円	40.7%	103.3%
外来収益	354,327,540円	35.0%	102.6%
その他医療収益	51,985,117円	5.1%	80.2%
一般会計負担金	127,676,000円	12.6%	85.7%
補助金	3,315,000円	0.3%	90.8%
長期前受金戻入	39,510,253円	3.9%	81.1%
その他医療外収益	2,787,707円	0.3%	68.8%
計 (a)	992,442,435円	97.9%	97.7%
特別利益	20,933,633円	2.1%	69.8%
合計 (c)	1,013,376,068円	100.0%	96.9%

【費用】

科目	決算額	構成比	前年度比
給与費	616,474,455円	60.5%	103.3%
材料費	137,166,556円	13.5%	119.3%
経費	141,876,559円	13.9%	108.8%
減価償却費	87,430,273円	8.6%	99.0%
資産減耗費	3,211,071円	0.3%	148.6%
研究研修費	1,116,473円	0.1%	97.2%
支払利息	1,792,638円	0.2%	47.9%
その他医療外費用	29,775,503円	2.9%	118.9%
計 (b)	1,018,843,528円	100.0%	105.9%
特別損失	0円	0.0%	0.0%
合計 (d)	1,018,843,528円	100.0%	105.9%

	(a)-(b)	前年度比
経常利益	△ 26,401,093円	△ 50.0%
純利益 (c)-(d)	△ 5,467,460円	△ 6.6%

(2) 資本的収支

【収入】

科目	決算額	構成比	前年度比
企業債	21,200,000円	28.6%	56.4%
一般会計負担金	53,043,000円	71.4%	61.6%
補助金	0円	0.0%	0.0%
計	74,243,000円	100.0%	57.3%

【支出】

科目	決算額	構成比	前年度比
建設改良費	21,296,000円	20.1%	52.9%
企業債償還金	84,488,067円	79.9%	70.1%
計	105,784,067円	100.0%	65.8%

(3) 主な工事（130万円以上の工事のみ）

工事名	金額
一関市国民健康保険藤沢病院高架水槽更新工事	6,820,000円
一関市国民健康保険藤沢病院2階エアコン更新工事	4,323,000円

(4) 主な医療機器整備 (500万円以上の固定資産のみ)

なし

イ. 介護サービス事業の概要

(1) 収益的収支

【収益】

科目	決算額	構成比	前年度比
介護老人保健施設収益	324,988,940円	34.6%	99.2%
介護老人福祉施設収益	377,157,350円	40.2%	93.9%
グループホーム収益	39,218,448円	4.2%	98.0%
デイサービスセンター収益	66,529,947円	7.1%	85.0%
訪問看護収益	38,057,000円	4.1%	83.7%
居宅介護支援収益	42,264,470円	4.5%	85.1%
包括支援センター収益	21,950,160円	2.3%	100.3%
一般会社負担金	1,372,000円	0.1%	82.9%
長期前受金戻入	12,567,001円	1.3%	99.9%
その他事業外収益	15,425,732円	1.6%	134.0%
計 (a)	939,531,048円	100.0%	94.9%
特別利益	0円	0.0%	0.0%
合計 (c)	939,531,048円	100.0%	94.9%

【費用】

科目	決算額	構成比	前年度比
給与費	700,641,995円	71.3%	98.9%
材料費	84,949,665円	8.7%	111.4%
経費	95,872,343円	9.7%	81.5%
減価償却費	75,330,302円	7.7%	93.4%
資産減耗費	391,564円	0.0%	48.8%
研究研修費	1,489,255円	0.2%	167.5%
支払利息	5,139,305円	0.5%	79.2%
その他事業外費用	18,211,817円	1.9%	96.3%
計 (b)	982,026,246円	100.0%	97.2%
特別損失	0円	0.0%	0.0%
合計 (d)	982,026,246円	100.0%	97.2%

経常利益 (a)-(b)	前年度比
△ 42,495,198円	△ 214.9%
純利益 (c)-(d)	前年度比
△ 42,495,198円	△ 214.9%

(3) 主な工事 (130万円以上の工事のみ)

なし

(4) 主な機器整備 (500万円以上の固定資産のみ)

なし

(2) 資本的収支

【収入】

科目	決算額	構成比	前年度比
企業債	3,700,000円	100.0%	71.2%
補助金	0円	0.0%	0.0%
計	3,700,000円	100.0%	71.2%

【支出】

科目	決算額	構成比	前年度比
建設改良費	18,961,385円	24.4%	78.9%
企業債償還金	58,752,470円	75.6%	103.0%
計	77,713,855円	100.0%	95.9%

令和 6 年度一関市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
【事業勘定】

〔歳入〕

（単位：千円）

款	項	目	補正前 予算額	補正額	補正後 予算額	補正内容
7	繰越金	1 繰越金	1	260,553	260,554	令和 5 年度決算剰余金
歳入合計			11,676,523	260,553	11,937,076	

〔歳出〕

（単位：千円）

款	項	目	補正前 予算額	補正額	補正後 予算額	補正内容
6	基金積立金	1 基金積立金 1 財政調整基金積立金	1	260,553	260,554	国民健康保険事業財政調整基金積立金
歳出合計			11,676,523	260,553	11,937,076	

【参考】国民健康保険事業財政調整基金の見込み

（単位：千円）

区分	金額	内訳		備考
		現金	有価証券	
令和 5 年度末現在高	894,787	894,472	315	
令和 6 年度中の取崩し	△ 90,889	△ 90,889	0	
令和 6 年度中の積立て	260,554	260,554	0	今回補正後予算額
令和 6 年度末現在高見込み	1,064,452	1,064,137	315	

	件名	一関市国民健康保険条例の一部改正について		
議案内容	<p>【要 旨】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により国民健康保険法が改正され、令和6年12月2日を以って国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）が廃止されることに伴い、被保険者証に関する罰則規定について、所要の改正をしようとするもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 被保険者証の返還に応じない場合の罰則 被保険者証が廃止されることから、関係条文を整理。</p> <p>(2) 文言の整理 第8条で引用している国民健康保険法第9条第9項が第5項に改められたことに伴う改正。</p> <p>2 施行期日 令和6年12月2日</p> <p>3 その他 罰則規定の改正にあたっては、事前に検察庁との協議が必要とされているが、盛岡地方検察庁から過去に、過料に関する罰則は、事前協議を要する項目から除く旨の文書が発出されており、今回の改正にあたっては、協議の必要はない。</p>			
	<p>備考</p> <p>1 関係法令等</p> <p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による国民健康保険法の改正（抜粋）令和6年12月2日施行分</p> <table border="1" data-bbox="239 1422 1364 1942"> <thead> <tr> <th data-bbox="239 1422 805 1500">改正前</th> <th data-bbox="805 1422 1364 1500">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="239 1500 805 1942"> <p>(届出等)</p> <p>第九条 世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、その世帯に属する全ての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。</u></p> </td> <td data-bbox="805 1500 1364 1942"> <p>(届出等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 <u>世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が第三十六条第三項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有す</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	<p>(届出等)</p> <p>第九条 世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、その世帯に属する全ての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。</u></p>
改正前	改正後			
<p>(届出等)</p> <p>第九条 世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、その世帯に属する全ての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。</u></p>	<p>(届出等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 <u>世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が第三十六条第三項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有す</u></p>			

3 市町村は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第六項及び第八項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

4 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

る市町村に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行つた世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた世帯主に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

3 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた世帯主と同一の世帯に属する被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第三十六条第三項本文（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の二第三項（第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

4 世帯主は、その世帯に属する全て又は一部の被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該事実を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面の交付の求めを行つた世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的

方法による提供の求めを行つた世帯主に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。

- 5 前二項の規定により被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。
- 6 前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。）に係る被保険者資格証明書（その世帯に属する被保険者の一部が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときは当該被保険者資格証明書及びそれらの者に係る被保険者証（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。）にあつては、有効期間を六月とする被保険者証。以下この項において同じ。））、その世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときはそれらの者に係る被保険者証）を交付する。
- 7 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。
- 8 世帯主が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつたときは、市町村は、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保険者証を交付する。

9 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。

10 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料を滞納している世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）及びその世帯に属する被保険者、国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、厚生労働大臣が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）及びその世帯に属する被保険者その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。ただし、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯に属する被保険者の被保険者証については六月未満の特別の有効期間を定める場合においては、当該者に係る被保険者証の特別の有効期間は、六月以上としなければならない。

11 市町村は、前項の規定により被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間を定める場合（被保険者証につき特別の有効期間を定める場合を含む。）には、同一の世帯に属するすべての被保険者（同項ただし書に規定する場合における当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）について同一の有効期間を定めなければならない。

12 第十項の規定による厚生労働大臣の通知の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

5 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出なければならない。

1 3 国民年金法第九十九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の通知の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

1 4 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は第九項の規定による届出があつたものとみなす。

1 5 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特別療養費)

第五十四条の三

1 (略)

2 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十三条第二項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「保険外併用療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」と、「健康保険法第八十六条第二項第一号」とあるのは「被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの例により、被保険者証が交付されているならば訪問看護療養費の支給を受けることができる

6 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は前項の規定による届出があつたものとみなす。

7 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者の資格に関する確認に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特別療養費)

第五十四条の三

6 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十三条第二項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養又は指定訪問看護及びこれらに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「保険外併用療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」と、「健康保険法第八十六条第二項第一号」とあるのは「療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例により、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの例により、訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十八条第四項」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替

場合は同法第八十八条第四項」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項に規定する場合において、当該世帯主又は組合員に対し当該被保険者に係る被保険者証が交付されているとすれば第五十四条第一項の規定が適用されることとなるときは、市町村及び組合は、療養費を支給することができる。

4 第一項に規定する場合において、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受け、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、市町村及び組合は、療養費を支給するものとする。

5 第五十四条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合において、同条第四項中「療養の給付を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合」と、「入院時食事療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時食事療養費の支給を受けることができる場合」と、「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時生活療養費の支給を受けることができる場合」と、「保険外併用療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合」と読み替えるものとする。

第二百二十七条 市町村は、条例で、第九条第一項若しくは第九項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、世帯主又は世帯主であつ

えは、政令で定める。

7 第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納世帯主等の世帯に属する被保険者がこれらの規定の適用を受けていないとすれば第五十四条第一項の規定が適用されることとなるときは、市町村及び組合は、療養費を支給することができる。

8 第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納世帯主等の世帯に属する被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受け、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、市町村及び組合は、療養費を支給するものとする。

9 第五十四条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合において、同条第四項中「受け得るべき場合」とあるのは、「受け得ることができる場合」と読み替えるものとする。

第二百二十七条 市町村は、条例で、第九条第一項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2～4 (略)

た者が正当な理由なしに、第百十三条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

4 地方自治法第二百五十五条の三の規定は、前三項の規定による過料の処分について準用する。

【諮問第2号】

一関市国民健康保険条例の一部改正について

- 一 一関市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 一 一関市国民健康保険条例（平成17年一関市条例第108号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(過料)</p> <p>第8条 国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>(過料)</p> <p>第8条 国民健康保険法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。



一関市国民健康保険運営協議会
会長 岩本孝彦様

一関市国民健康保険事業の運営に関し、下記事項について諮問します。

記

諮問第 1 号 令和 6 年度一関市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
諮問第 2 号 一関市国民健康保険条例の一部改正について

令和 6 年 8 月 1 日

一関市長 佐藤善仁

令和6年8月1日



一関市長 佐藤善仁様

一関市国民健康保険運営協議会
会長 岩本孝彦

答 申 書

本日諮問のあった下記事項について、本協議会を開催し審議した結果、適当と認め諮問どおり答申いたします。

記

- 諮問第1号 令和6年度一関市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
諮問第2号 一関市国民健康保険条例の一部改正について